

第3回情報法制シンポジウム 講演録

パネル「信用スコア問題」

- ・パネリスト
 - 岩下 直行 京都大学 公共政策大学院 教授
 - 折田 明子 JILIS 上席研究員・関東学院大学 准教授
 - 庄司 昌彦 JILIS 上席研究員・武蔵大学 教授
 - 藤代 裕之 法政大学 准教授
- ・司会
 - 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学 教授・理研 AIP

司会ご挨拶

【鈴木】 それでは、本パネルの司会を担当させていただきます JILIS の鈴木と申します。今日は庄司先生に総合司会をお願いしておきながら、急遽このパネリストにも加わっていただきました。皆様ご存知のとおり、ここ一、二週間いわゆる信用スコア問題というものが急に話題にのぼって参りまして、冒頭のご挨拶で申し上げましたが、4日前にプログラムを変更して、パネルをやろうということになり、本日ご登壇いただいている各先生にご無理を申し上げて、急遽ご報告いただくということになりました。

パネリストの皆さんはもう、既にサイト上でご意見を示されております。藤代先生はYahoo! ニュースに書かれ、折田先生がご自分のブログに書かれ、庄司先生もブログに書かれるなど、真っ先にネット上で問題提起をされておりました。

支払い状況やサイトの閲覧履歴、書き込みの内容といった、いわゆる個人データを取得して、多分、プログラムによる自動処理によって個人の信用度を数値化して格付決定すると。この信用スコアについて、昨今、Yahoo! さん初め、いくつかの事業者が参入している、または実証実験を始めています。特に Yahoo! さんが大手なものですから、この Yahoo! スコアが始まるということをきっかけとして、信用スコアの生成、利用、提供のあり方についての懸念が、まさにプロガー中心に、または Twitter 等ネット上で広まっているという状況です。

何がよくて何が悪いのか。信用スコア自体が今後どう社会に影響を与えるのかという点について、早速、何が問題かというところを議論していこうと思っております。まずは信用スコアとは何か。このことについて真っ先に問題提起されている、または情報銀行などでも信用スコアについての利活用ということに提言されております庄司先生から、最初に事実関係についてご解説いただければと思います。

庄司先生はさまざまな連載をされております。『行政と情報システム』2019年4月号に「『無縁』とパーソナルデータ活用社会」などを発表されておりますね。では、ご準備整ったようですので、お願いいたします。

信用スコアの背景・仕組み ～中国 芝麻信用の事例～

【庄司】 武蔵大学の庄司です。GLOCOM とか、Open Knowledge Japan とか、あと今日の関係では My Data Japan、それからインターネットユーザー協会 (MIAU) の理事などもやっております。5分ほどで、話を短くやりたいと思います。

「概要：背景、仕組み、事例」というところをまず先にご紹介します。

まず、信用スコアといって、すぐに皆さん思い浮かべられるのは、中国のアリババがやっている芝麻信用だと思います。これを説明すると、背景とか仕組みをご理解いただきやすいと思ひまして、

これをまずご紹介します。提供しているのはアリババグループのアントフィナンシャルという会社で、アリペイですね。QR決済を提供していたりします。そのほかにも、いろいろな、そこに入っているお金を使った資金運用であるとか、ネット銀行であるとか、そしてこのスコアとか、いろいろやっています。

ここでアントフィナンシャルのグループの銀行がやっている融資が象徴的だと思うんですけども、AIを使って、人の関与なしですぐに融資ができるようになっていて、短期貸付で、農民が農機や種を買うために借りられます。

芝麻信用も、アリペイの付帯機能として、自分の信用力を示せなかった人たちのために、こういうものを用意したというのがスタートだそうです。スコア 350 から 950 の範囲でして、外部でも使われているわけですが、信用するかどうかはどうぞご自由にとなっている。真ん中に、図では 627 という数字がありますけれども、総合スコアです。それから 5 つの要素で総合スコアは構成されています。5 つというのは、身元情報、支払い能力、クレジット履歴、人間関係、消費行為の動向です。

消費者のメリットとしてよく言われるのは、シェアリングエコノミーとか、あるいはホテルに泊まったり、病院の予約をしたり、賃貸物件を借りたりするときの優遇です。ものをシェアしてもらうときなどに、幾らかお金を預けるデポジットが要らなくなるんですね。あるいは優先的にいい部屋が用意されるとか、そういうようなことだったりします。また、もちろん金利が優遇されるのかもあります。

それから右側にあるように、例えば Airbnb みたいなサービスだと、自分はこれだけちゃんとした人ですよということを示す、社会認証のようにも使われていたりします。

ほかにも中国では、たくさん信用スコアサービスがあります。テンセントもやっています。テンセントのゲームの中での信用スコアというものもあります。そして左下、小さく出ているのが J.Score です。これは日本のもので、みずほ銀行とソフトバンクが 50% ずつ出している会社が、AI スコア・レンディング、AI スコア・リワードということで、いろいろなアンケートや ID 連携で情報をここに集め、AI で判定されたスコアをもとに、金利や借りられる金額が上下する仕組みになっています。

Yahoo! スコアの概要

【庄司】そして右側に行きまして Yahoo! スコアですね。Yahoo! スコアは、アリババの芝麻信用と似ていますが、4 分野のスコアと総合スコアで構成されています。4 分野とは、まず本人確認。Yahoo!ID にひもづく住所・氏名・電話番号・メールアドレスなどの情報の登録率、それから電話番号・メールアドレスの有効性、住所確認や本人確認の有無ということで、どれだけ本人が確認できているかということですね。それから信用行動。ヤフオクにおける取引実績や評価、ショッピングのレビュー回数、知恵袋での活躍度云々ですね。あとは飲食店のキャンセル率とかキャンセル連絡の有無、そういうのが集約されて 1 つの指標になる。それから消費行動です。e コマースサービス、ウォレット、Yahoo!JAPAN カードなどの利用金額等になっています。

そのほか、Yahoo!JAPAN サービス利用ということで、いろいろなサービスの利用頻度などの実績等がもとになっているということになっているのですけれども、これがどのように評価されているのか、そして何点から何点でなっているのかとか、詳しいところはちょっとまだよくわかりませんし、自分が何点なのか、あるいは四角形がどんな形になっているのかというのは、現時点では確認できません。それから、Yahoo!JAPAN の ID を持っている、これは生成されるということになっていて、オプトアウトです。デフォルトオンでスコアが生成されているということです。ただ、外部企業に提供するという点に関しては、これはオプトインですね。本人がオーケーすると外部企業にスコアが提供されるようになっているということです。

7 月 1 日以降、本格始動するようですが、既に実は実証実験として、昨年の秋、10 月だったかな、この 4 つのサービスには連携が始まっているということのようです。

ということで、まずは駆け足ですが、どんなものかということをご紹介します。その評価については、また後ほど議論で述べたいと思います。以上です。

信用スコアへの所感

【鈴木】どうもありがとうございました。いわゆる信用スコアの大まかな事実関係といえますか、こういった類いのサービスであるというイメージが掴めたかと思えます。

次に藤代先生、ネット上で真っ先に、一番槍とい

いますか、しかも Yahoo! ニュースで Yahoo! JAPAN 事案をケースとした信用スコア問題について記事にされました。信用スコアを見てどう感じて問題提起されたのか、少しお話しいただければと思います。

【藤代】藤代です。よろしくお願いします。

一番の問題は、知らない間につくられているということ。この問題に関しては、私が専門家というわけでもなく、普段ここで議論されている方たちが専門家だと思うのですけれども、そういう方たちがあまり書いていなかったんです。お休みだったということも、もしかしたらあるのかもしれないけれども、結構無風で、何かこれ、このままスルーされて行っちゃうと、みんな知らない間にスコアがつくられちゃって困るんじゃないかと思ったことがあって、ある意味、仕方なく書いた。逆に言うと何で皆さん書けなかったのかというのを聞いてみたい。何でそんな無反応だったのか。

ネットとかを見ると、気持ち悪いという声が多いんですよね。私自身は、スコアをあまりポジティブにはとらえていないんですけども、あってしかるべきでもある、不可避だろうと思っていて、こういう入り方をすると、今後のスコアの議論にあまりよい結果を生まないんじゃないかという感じもあって、ここはちょっと書いておいて、皆さんに議論してもらいたいと思って書かせてもらいました。

【鈴木】折田先生もすぐにネットで反応されておりました。先ほどから、オプトイン、オプトアウトという話が出ておりますが、折田先生は、社会的に、オプトイン、オプトアウト、プライバシーの観点から調査されていると思うのですが、そのあたり、いかがでしょうか。

【折田】オプトアウトかどうかという以前に、まず Yahoo! スコアというサービスがあるということを知りませんでした。私は実際、Yahoo! JAPAN をかなり使っております、特に知恵袋は相当ヘビーユーザーなので、もしスコアがいたら高得点スコアになるかもしれませんが・・・ただ、それでも、知らなかったわけです。藤代先生と庄司先生のブログや Facebook のご投稿を拝見して「おっ？」と思って、自分のメールフォルダと Yahoo! メールをチェックしたのですが、お知らせは見つからなかったんですね。こうしたことにびっくりしまして、私もブログを書きました。

初めに書いたブログでは、こういうサービスがあるということだけをただ書いていただけですが、その後も常に頭から離れない問題があったので、ブログに3つの問題点として並べました。

信用スコアの生成等についての 利用者同意

【折田】1つには、もう「同意」の枠組みに無理があるのではないかというものです。利用者の理解と同意の問題については、Yahoo! に限ったことではないのですが。この会場の中で、全てのサービスの利用規約、プライバシーポリシーを必ず読んでいるという人、手を挙げていただけますか？

この会場ですら、お一人、お二人・・・のみですね。この質問、私は2010年から担当するすべての授業で聞いていますが、現在まで延べ12名だけです。全然いません。ただ、プライバシーポリシーの分量が多すぎるという指摘もあります。2005年に出版された論文によれば、最大で7,669ワード（A4・16ページ分）、中央値でも2,514ワード（A4・6ページ分）ですね。読むと10分かかるといっていいと思いますし、2010年には、Facebookのプライバシーポリシーがアメリカ合衆国憲法より長いと指摘する記事が出ています。

では読みやすくすればいいのかというと、また違う問題がありまして。たとえば、2013年にKnijnenburgが発表した実証研究によると、既に個人情報フォームに記入されていたら、それは消さないし、空欄であっても記入しない。オプトインするかオプトアウトするかの自主的の判断ではなくて、楽かどうかで決めてしまうという例もありました。サービス提供者側は、規約に全部書いたから読んでよね？という言い分がある一方で、利用者側は読んでいないというとき、その同意は本当に実質的なのかと。ただ、全てのサービスの規約を全部読んで、実質的に同意しろというのを、あらゆる人々に対して求めるのは無理でもあるわけで。サービス側が計算してスコアを出すならば、利用者側も同意していいのかどうかを誰か計算してくれないかということ考えました。

信用スコアの所有者

【折田】2つ目には、このスコアは誰のものかという話です。藤代先生が書かれたブログでは、Yahoo! スコアを本人に開示するというのは今後やりますと書いてあったのですが、その後、私がアクセスしたときにはそれがなかった。どういうことだろう？と思ってスクリーンショットを撮ったんですが、おそらくまだ社内で調整中なのかもしれませんが、このスコアのように生み出された情報は誰のものか、というところがわかりませんで

した。

例えば Yahoo! に限らず、利用者が購買履歴や検索履歴を提供したとして、その結果、「あなたは太りましたね」という情報が戻ってきたら、その太ったという情報は誰のものになるのでしょうか。スコアの場合、人が設計した採点基準でスコアリングされるわけです。たとえば、20点だった、50点だったといったスコアは一体誰の情報なんだろう。自分の情報なのか、それとも自分の情報というのは提供したもので、提供した後に計算され恣意的処理された採点結果としてのスコアは、もう自分のものではないということなんだろうかということに疑問を持ちました。これは法律のご専門の方に伺いたいと思います。

外部連携先における信用スコアの使用

【折田】最後、3つ目ですが、最初に申し上げたように、私は Yahoo! JAPAN のサービスをよく使っています。5とか10のつく日は Yahoo! ショッピングで買い物しますし、ついヤフトピは眺めていますし、好きなサービスです。私が仮に、優良 Yahoo! ユーザーとして、Yahoo! JAPAN が提供するサービスの中だけで評価されるのであれば、わからなくもないのです。これは、ちゃんと支払いをしていれば、信用されるということと同様なのですが、このスコアを提供する「系」広過ぎないか？というところにやや抵抗感というか疑問がありました。

高木先生のブログでご指摘がありました。たとえば Yahoo! 知恵袋の活躍度って何だろうかと。質問者に対してよい回答をして、ベストアンサーがついたとしても、その質問自体へのアクセス数がなかったとすればそれは評価されるのか。あるいは、非常に炎上してどうしようもないコメントであっても、アクセス数が多ければスコアの高いユーザーになるのかなど、全くわからないわけです。そこで稼いでハイスコアユーザーになって、さらに例えばランサーズで仕事をもらいやすくなるか、どこかでレストランを予約したら何かの特典がもらえるというのは、何か違うんじゃないかなという違和感がありました。

ID 連携のときに、Yahoo! スコアを一応オフにできるという続報がありましたけれども、初めの時点では、ID を連携した時点で渡すという話でしたし、その先でどう使用されるかは見えません。となると、自分の振る舞いが、連携先のサービスまで影響を及ぼすということになってしまうと、

Yahoo! のサービスではおとなしくしようとか、プラットフォームがつくった採点基準に沿った振る舞いしかしなくなってしまうのではないかと、息苦しいなという感想を持ちました。

個人情報の範囲と帰属

【鈴木】ありがとうございました。壇上で、法学系の研究者は私だけなので、今、折田先生から問題提起ありました部分にちょっとだけお答えしたいと思います。

個人情報保護法の観点で言えば、個人の ID も、本人に帰属する情報も、それは自ら提供したデータに限らず、事業者が取得したデータ、評価的な情報であれ、事実に関する情報であれ、たとえゴミのような情報であれ、事業者側で追加していった情報も含めて、1つの個人に関する情報であり、特定個人が識別できる情報を含む限り1つの「個人情報」であるということになります。データベースに収まった「保有個人データ」については、他の要件を満たせば、開示等の請求の対象となります。

あともう一つ、「個人情報は誰のものか」という問題の立て方なんですけれども、私は非常に問題があるなと思っておりまして、確かに人口に膾炙しやすいとか理解になじみやすいのだけれども、私の個人情報は私本人のものだから、私のコントロールの下にあって然るべきだというのは確かにわかりやすい理屈です。なぜわかりやすいかというと、有体物と同じだからでしょう。まさに所有権的モデルと言っていますけれども、固体・液体・気体といった有体物、これが誰のものか、その帰属秩序については、民法の物権法が定めています。これは私のもの、あれはあなたのものという決め方は、子どもでも感覚的にまたは生活体験からシンプルに理解できるのですが、これを情報に当てはめた場合、果たして妥当するかというと、実は物のようにはいかないのかなど。もし個人情報が本人のものなら、例えば、うかつに他人の名前を記述することもできないし、噂話ひとつできませんし、営業日報もつけられません。日々の表現行為もコミュニケーションも他人の個人情報の無断利用ばかりになってしまいますね。

正確に言うと、個人情報は、一部に本人のものであると整理できるものもあるかもしれませんが、それ以外の大多数は個人のものと言い切れないものばかりというのが実態だと思います。

それに、誰のものかで整理できるならば、ほと



んど民法の理論に溶けてしまいますので、情報法という固有の法分野は要らないくらいになってしまうかもしれません。多分、情報法分野がある理由の1つは、そういった有体物のように帰属の秩序を定められないところにもあるのかもしれない。

だから問いかけ自体に問題がある、もう一歩目から、何か罨にかかっている感じがいたします。ただ、強弱があれども本人が関与し得る情報であるということは確かであろうというような気がいたします。

個人情報に基づく類似の評価システム

【鈴木】それから、信用スコア全てに弊害があると言ってしまうと問題がありますね。例えば、大学側で学生の点数をつけるというのも、その点数だって本人の個人情報ですが、本人がコントロールできるのかといえば、もちろん本人が納得できないところがあれば、説明をしなきゃならないところはありますけれども、やはり一方が勝手に評価しているというのは、許されています。後で岩下先生にお伺いしたいと思いますけれども、与信情報だって信用情報の一種かもしれません。金融機関は常に借手の評価をしていますよね。したがって、世の中では一方的に評価し、また特に本人にも開示しないものというのは結構あるように思います。それが流通しているという分野もあると思います。

Yahoo! スコアの個人情報保護法上の問題点

【鈴木】その中で、今回何が問題とされているのか。先ほどからオプトインや同意と言われておりますが、個人情報保護法で言えば23条1項柱書の第三者提供における同意というものが、果たして

しっかりとられているのかということがとりあえずは問題になるかと思います。

それから、利用目的の特定の15条1項の問題とその通知等。この場合、直接書面取得であれば、18条2項の利用目的の明示ということになります。今回のYahoo! スコアの場合には、「各種指標、サービス、利用状況等に応じた特典の付与のためのスコアを含む各種指標を提供します。」となっています。もう一回読みますと、「各種指標、サービス、利用状況等に応じた特典の付与のためのスコアを含む各種指標を提供します。」うーん。わかるようでわからない。信用スコアの今の説明を受けて読めば、ああ、このことかと。社会的にそのビジネスモデルが周知のものであればピンときますけれども、実証実験の段階で、初見の一般ユーザーの方が、この利用目的を見て、自分の個人情報がかどのように取り扱われるかイメージできるかという、正直わからないように思います。

個人情報保護法15条1項の特定は、このような曖昧な特定で許すのかということ、かつての経産省ガイドラインは許していました。事実上、できるだけ緩く特定することを、運用上、行政裁量で許容していたのも事実であります。そのために、Tポイントカードにしる、何にしる、さまざまな局面で、そんな利用目的でいいのかという問題が惹き立ててきたのだらうと思います。だから今までの行政の法解釈のあり方が適正だったかという評価はあると思いますが、一応、その解釈の幅の中で、事業者はできるだけ事業者有利な側に、消費者にとっては不利な側に、その表現が寄っていったところはあったのだらうと思います。このように新しいサービスが始まった場合、その説明を十分に尽くすというのは個人情報保護法上、15条1項の利用目的の特定がいかにあるべきかという議論になるのだらうと思います。

本質的な議論、あとは開示請求に関しては、28条2項1号から3号に規定されているのですが、個人情報保護法上は目的外利用した場合、適正な取得をしなかった場合というように、要件がかなり限定されておりますので、それ以外のことは開示の義務がないということはありません。あとは消費者保護法などでどこまで頑張れるかということでしょうか。

ただ、今の社会の状況の中で、信用スコアサービスをしていこうという場合に、オプトアウトの方に寄っていったり、利用目的が曖昧であったり、同意をしっかりと取得しなかったり、それから開示請求に消極的だったりということがあれば、社会からの批判、レピュテーションリスクは拡大して

いくことになるでしょう。ゆえに Yahoo! さんは、今後開示に応ずるといような消費者寄りに改善していくアナウンスが出ているようではありません。

実質的な同意の取得に向けた あるべき企業姿勢

【鈴木】最後に、一番本質的なものとは何かというと、同意のあり方でしょうか。GDPR 対応の流れがありまして、充分性の認定をとっておりますから、一応 EU 並みになったということにはなっておりますが、実はまだまだそこに至っていないといえない。個人情報保護法は 3 年ごとに見直し条項もありますし、世界の潮流に合わせて、これから法改正が続き変容していくと思います。サービスの提供は現行法よりもっと尺が長いわけですから、現行個人情報保護法ガイドラインの解釈ベースで決め打ちしたサービスを設定しておく、後々違法性が出てくるという可能性もあります。世のトレンドを読みながら、GDPR に対する評価、批判はございますけれども、世界の趨勢から言うと、データプライバシーなり、個人データ保護の機運は、環境問題同様にトレンドとしては高まっていくと思います。

GDPR 等との比較の中で、大局的に今後の見通しをつかんでいくのもビジネスのセンスだろうと思いますが、本人に自由が与えられ、利用目的が明瞭に特定され、事前に説明を受けた上での、データ主体の意思表示としての意味のある同意を取得するという、これは道理ですよ。信用スコアがわからないのであればなおさら説明責任を尽くす、インフォームドコンセントを取る企業努力が見えるかどうか企業側の責任がより問われるであろうというのが 1 点。

個人情報保護法の本来の法目的

【鈴木】それから、多分、皆さんお気づきのとおり、個人情報保護法とは一体何を保護するものなのか実はよくわかっていない。手続的な、外形的な規律で埋め尽くされておりますけれども、法目的が曖昧で、何のためにこんなに企業努力をしているのか、消費者も何を救済してもらっているのかかわからない。しかし、データによって人間が勝手に選別され、それによって人間疎外的な人権侵害的、権利侵害的な結果や影響が残る場合、プロファイリング等自動処理について、もう既に GDPR

は法規制に入っているわけでありまして。パンチカードシステムのようなマニュアル処理、データベース等のコンピューター処理の濫用で、本人に著しい被害が出ないようにまずは予防的に規律する、そこが本来の個人データ保護法制が守るべき法目的だったはずなのに、肝心のそこが欠落した法律だったのではないかと、今は 3 年ごとに見直しの中で、まさに GDPR の充分性認定の中で問われているのは、まさに本法の本来の法目的を達成するための中核的義務条項が欠落しているのではないかとことです。そこに今回、この信用スコアという問題がポーンと出てきた。市中で、何か気持ち悪いという反応が出てきたけれども、問題を文字化、言語化できずにもやもやしているというのが今の状況だろうと思います。

金融分野における評価情報の利活用 ～米国 FICO スコアの事例～

【鈴木】法的な説明としては以上ですが、一方で、日本でこの信用スコアは必要なのか。金融機関においては与信情報、信用情報として、CIC などの信用情報機関があり、そこに情報をプールし、それを会員である貸し手が参照し、お金を貸すという、お金の流れを支えている機能があります。そこでこの評価が許されて、何ゆえ新規参入の信用スコアという評価情報の流通が、社会の批判を受けるのか。このあたり、日銀にお勤めで、ご紹介するまでもないですけども、初代フィンテックセンター長で、現在、京都大学教授として、このあたりを日々研究されている岩下先生から少し解説いただければと思います。

【岩下】かしこまりました。私は主にフィンテックですとか、金融機関のイノベーションという観点から、こうした個人情報、あるいはパーソナルデータといいますか、それらの取り扱いをより活性化していこうという方向からの研究や提言を行っている立場です。そういう観点からすると、実は私は、これまでの先生方と若干立場が違って、今回の Yahoo! スコアの実験も、なかなか 1 つのトライアルとしていいじゃないかという立場でこちらへ参りましたので、後で袋叩きに遭うかなということを恐れつつも、あえてそういう立場でお話しをさせていただきたいと思います。

多分、この手の信用スコア、クレジットスコアというもののオリジンは、企業向けの格付とかを除いて、個人に対してやり出したのは、30 年ぐらい前にフェア・アイザックというアメリカの会社

で始めたのが最初です。フェア・アイザック社、FIと書いて、会社でコーポレーションですから、FICO（ファイコ）と書きます。FICOスコアというのは、これはアメリカ人であれば大体誰でも持っているスコアでありまして、これまた1,000点満点です。どうも、1,000点満点というのはFICOスコアから始まったみたいですね。

1,000点満点で680点ぐらいから下がちょっと、いわゆるサブプライムゾーンになって、それより上がちゃんとした借りられる層というような区分けになっているという形のようなようです。基本的に、ソーシャルセキュリティーナンバー（SSN）、日本で言うマイナンバーみたいなものですが、これをキーにFICOスコアが記録されていまして、それが金融機関と個人との間で共有されます。その共有されたものが、個人が許諾すれば、他の金融機関にも示すことができます。例えば、日本で言うと自動車保険の等級みたいなものですね。保険会社を移るとき、この人はこのぐらいの等級を持っていますから、これぐらい割引してあげてくださいと伝えるのと同じように、この人はこのぐらいのクレジットスコアを持っていますから、金利はこれだけにしてあげてくださいということが、金融機関間でもシェアされる、そういう仕組みが30年ぐらい動いてきたわけです。

ただ、FICOスコアはあくまでも、1つはSSNをベースとするものですから、アメリカの国内にとどまっていた。もう1つは金融の情報をもとにつくる。つまりクレジットカードを使って買い物をして、そのお金をちゃんと返したかどうか、それだけがFICOスコアの源泉になっています。それを金融で融資するか否かという与信の判定に使っていた。基本的にそれにしか使っていなかったと私は認識しています。最近、ウルトラFICOスコアなんていう、また別のものが出てきて、中国の芝麻信用に近いものをトライしようという動きは米国にもあるのですが、今のところFICOスコアといえば、金融オンリーなんですね。

国内の状況 個人信用情報機関による情報共有

【岩下】この世界で言うと、日本も同じようなものを持っているわけです。先ほど鈴木先生からご紹介いただいた、全銀とCICとJICCが持っている信用情報を共有するシステムです。皆さんが、もしカードローンとかを使えば、そういうところに全部記録が行きます。カードローンの利用記録は

全部相互に交換していて、この人は何年何月何日生まれか、男性か女性か、どういう名前かという、この3情報をキーにして、全てデータベース化されています。したがって、さらに追加でお金を借りようとしたときに、ここに問い合わせが行く仕組みです。これはあらかじめ皆さんが消費者金融からお金を借りるときには、共有されることを同意している信用情報なんですね。

ただ、基本的に金融機関は、この人を信用していいか、お金を貸していいか、貸すなら幾らまで貸していいか、あるいはそのときに金利を幾らにするかということ、審査をするわけですが、その審査結果は信用情報機関とは共有しません。審査結果はあくまでも金融機関の内部情報だからですね。利用者は個人情報の利用状況の開示請求ができますが、全銀やCIC、JICCに尋ねると、あなたは何年何月に、幾ら、どこから借りていますねと。何年何月に借りているのを返しませんでしたかという事実だけが示される。それに対する評価とか、ここで言う点数みたいなものは示されていないわけですね。

多分そういうようなことも含めて、従来のやり方を、ある意味踏襲しようとしたのが、今回のYahoo!スコアだと思うのです。彼らも最初はスコアを開示しないとしていました。ただ、そうはいつでも個人の信用情報が、最終的に1個の、100点満点とか1,000点満点という点数になってしまえば、それらは当然、独り歩きするわけですから、じゃあ自分は何点なのかということもきちんと示してほしいと思うのは、消費者の心情としてよくわかる話です。

FICOスコアと芝麻信用の違い

【岩下】FICOスコアをまねして、中国でアリババが、芝麻信用を作りました。芝麻信用は何に使われているかということ、一部は先ほど庄司さんから説明のあった与信をするかどうかということにも使われていますけれども、ほかにも例えば、電車のチケットが取れる、あるいは病院の予約ができるだとか、何かいろいろ微妙なところに使われているわけです。中国においては、病院の予約を取るのも大変ですが、芝麻信用が高くて、立派な人であれば早く通るということは、それでしょうがないんだというふうに中国人は諦めているんだと聞いたことがあります。ほんとに諦めるんですかとびっくりしたんですけども、そういうことらしいんです。

それは多分、日本でやったら NG ですよね。問題は、何から情報をつくって何に使うかということ。融資の、借りた返したということだけからつくって、貸す貸さないの判定だけに使っているのが FICO スコア。いろいろなところから情報を得て、いろいろなところに使っちゃっているのが芝麻信用だということです。

個人信用情報を用いることなく評価する 信用スコアの試み

【岩下】日本でも、この Yahoo! スコアに限らず、J.Score なんて最近出ていますが、これも同じなんです。これは実は、CIC とか JICC は使っていないんですね。最終的には、貸し出しする金融機関の中では審査に借入履歴を使うのかもしれませんが、借入履歴の情報をスコアは全く入れていないみたいなんです。

これはなぜかという、要するにこの手のスコアのシステムというのは、大変レガシーで、古くて、インターネットベースで使うには非常に使いにくいシステムなんです。多くのフィンテック企業が、信用情報のデータベースを共用するのは勘弁してくれと言っているのが現状です。そういうことを考えると、今回、新しく生まれてきた Yahoo! スコアが、新しくチャレンジしていることについては、僕は悪いことだとは思いません。ですけれども、当然その場合には、積極的に説明が必要であると同時に、踏み越えちゃいけない線がありそうな感じがします。どこの線を踏み越えちゃいけないかということを、ぜひこの場で議論できればと思います。

【鈴木】ありがとうございました。

確かに金融機関からお金を借りる側は、例えば住宅ローンを組むときは、言われた情報は納税関係であれ何であれ全て出して、信用機関に行くのもしっかり判子をつけて同意します。かつて平成 15 年に個人情報保護法が出来たときに「共同利用」という条項が入りましたが、これは、まさに 1 つに、この個人信用情報機関の利用も、一応頭の片隅にあったようですけれども、ふたをあけてみたら、同意ベースで集められるんですね。お金を借りなきゃならない人は、その融資を受けるために、まさにしっかりと説明を受けて承諾の意思表示をして、自分の情報を出している。その利用目的も金融目的で比較的明瞭に示されていて、金融機関は、金融庁にがっちり管理されている。こういう与信という単一業務における利用

目的で、金銭消費貸借における必然性のあるところで、信用情報が流通していたというのに対して、いわゆる信用スコアは違う。岩下先生がご指摘されたように、汎用性ある利用内容、人間格付的な方向に流れた、本来サービスに付帯する必然性がないものが、本人の同意も曖昧に流通しようとしている。これは悪に決まっているだろうと私などは思うわけですが、単純かもしれません。庄司先生はいかがでしょう。

信用スコアの可能性

【庄司】そうですね、私はどちらかというと、できることならいいところに着地して、うまく使えるようになってほしいという立場でもあるのですけれども、アントフィナンシャルが言っていたことを、そのまま、まず素直に受け取ってみれば、クレジットカードがつかない人とか、若者であるとか、外国人であるとか、フリーランスでお仕事をしているとか、そういう人でも、評価の仕方によっては、この人はすごく可能性があるとか、今までの、要は金払えるかどうかというのとは違う軸で人を評価することができるということで、ある意味、今までのやり方ではない、人のエンパワーができるのではないかと私は思っています。

実際、中国では、シェアリングのサービスが発展したのと沿って、これが普及したわけですから、人が介在するシェアリングのようなサービスの基盤になり得る可能性を持っているだろうと思います。

今、クレジットカードとかのスコアの話がありましたけれども、格付みたいなことと言えば、例えば航空会社のステータスですか、マイルをどれくらい乗っているかというので優遇するわけですよね。あれなんかも、一定のステータスになると、何か早くチェックインができるとか、別の部屋で休めるとか、そういうのがあったりして、そういう人にはそういう人向けの、やや富裕層向けの広告が送られてきたりとかして、そういう世界は既にある。それと同じようなことをやっているとも言えると思います。

それから、もうひとつポジティブに考えたいのですが、スコアというのは個人情報、情報銀行なんかで想定しているような、本人の許諾のもとに生データを渡すようなことに比べると、もうちょっと洗練しているように見えます。つまり、例えば私がきょうここに来るまでに、Suica を使って、バスに乗って、電車に乗って来ましたけれど

も、どこで何時何分にタッチした、タッチしたという情報を全部渡さなくても、大体秋葉原方面から来ました、というような、ぼやかした一時的な情報として渡すわけですね。そういう個人情報の生ではない、一時的な、抽象的な渡し方を実現していて、それは実は、スコアを使う側にとっても、この人どんな人かなということを知りたい時に、何も生データで全部もらって、自分で分析しなくても、余計な細かいデータをもらわずに、一時的な情報をもって判断できるというような可能性もあるんじゃないかと思ったりもします。

それで、もし仮にスコアが幾つも出てくるのであれば、それはいろいろな評価軸で人が評価されるということになります。私は J.Score も使ってみました。一定のスコアよりも上に行くためには、たくさんビジネス書を読めとか、7,000 歩以上歩けとか、すごい意識の高いことを求められるので、私はあまり、ちょっとなじめないなと思いました。だけど、もうちょっと何かいいのがあったらそっちのスコアを使ってみようかなと思います。そういう可能性も持っているんじゃないかと思ったりもします。あえてポジティブなことをいろいろ言ってみました。

オンライン上の行動に基づく オフラインでの評価

【鈴木】ありがとうございます。さて、上級国民である折田先生はどうですか。ハイスコアで、どんだんプラスのサービスが提供される側ですよ。

【折田】上級国民とは！

【鈴木】信用スコアを通じて何かメリットを享受する側ですよ？

【折田】ああ、知恵袋をいっぱい使っているということですね。

【鈴木】知恵袋でハイスコアな折田先生。

【折田】私は庄司先生と同じく、基本的には、スコアは可能性のほうを期待しています。だから、人間を評価する、人間格付で悪だとは言いきれないところがありますが、オンラインでの振る舞いをオフラインで評価することには気持ち悪さを覚えます。オンラインでの振る舞いでは、自己開示がより促進されるとか、オフラインと異なる特徴については長らく社会心理学の分野で実証がされているわけです。オンラインだから相談ができるのもその一つで、知恵袋はまさにそれですよ。質問や回答の履歴は残るけれども、そのサービスの中だけのことから。それが、現実の生活の

ことや、お金がからむこと、仕事に結びつくものや評価に結びついてしまうことには非常に違和感があります。

オフライン、現実の生活での行動が与信などのコンテキストで使われることはその通りだと思いますし、オンラインのことで、例えば優良な知恵袋ユーザーが、優良ユーザーとして格付され、オンラインでこの人なら信用できるという話であれば、全く問題なかったのかなと思います。ただ、これが Yahoo!ID と T ポイント、さらにオンラインとオフラインをつないでしまうことの問題点は、考えておくべきだと思います。

内心の自由・表現の自由への影響可能性

【鈴木】藤代先生いかがでしょう。

【藤代】これだけはちょっと。こういう場ができて、議論ができたことによって、私の大半の役割は終わったわけですが、ジャーナリスティックな観点で研究とか活動をやっている人間から言うと、絶対言っておかなければいけないことがあって、今まで1回も出ていないんです。それは内心の自由とか表現の自由というものが、スコアによって制限されていくということが起き得ると。

さっき鈴木先生が長いスパンで、将来的なことを含めて考えてみようというようなことをおっしゃっていましたが、今、香港がああいうことになっていて、これは本当かどうかわかりませんが、発券機に大量に人が並んでいるというツイートを朝見たんですね。つまり Suica を使ったらデータで参加しているか当局にばれるので、デモに参加するときに Suica を使わないようなものです。香港の人に聞いたら「中国のサービスを使う人なんていないじゃないですか。筒抜けですよ、大陸に。いつ消えてもおかしくない。人間がね。」と。

じゃあ、日本はそういう国にならないと、ここにいる人が 100% 言えるということですか。徹底的に金融とかと違うのは、車とか金融の保険と違うのは、買うときに何かを頼んだりするものじゃないということなんですね。まさしく、私たちが普段、日常的に、非常によく利用しているサービスがスコアをつくっているということが、申し込むものと決定的に違うということです。これがアメリカで、トランプのフェイクニュース、ケンブリッジ・アナリティカの問題に発展していったわけです。マイレージの場合は、究極を言うと飛行機に乗らないという選択もあるわけですよ。僕

はサッカーが好きなんですけど、ベルカンプという飛行機恐怖症の選手がいるんですが、ヨーロッパ大陸中心にプレーした。日本だと新幹線を使えばいい。まあ、日本から出られないかもしれないけど。

だけど、もはやインフラなわけじゃないですか。Facebook、Twitter、Yahoo!、そしてLINE。もしくは通信事業者ですね。KDDIとかドコモ。それらの企業はさまざまなデータを持っているわけです。そしてスコアも多分持っている。つくれますからね。そのスコアは一体どう使っているのか。今回のYahoo!は自分で確認すらできなかったわけです。そういうものが、どんどん外に向かって出ていくと、データを集めた企業が使っていませんと言っている、出ていった先でどう使われるのか分からないわけです。

それがケンブリッジ・アナリティカの問題なわけですから。集めたデータがどこかで使われていたら、例えば私が言論統制を受けたり、飛行機に乗ろうと思ったら全然チェックインができませんみたいな状態になったときに、何が起きているかすら分からないわけですね。そういったときに、スコアを提供した企業は社会的な責任をとってくれるのかというところまで、議論をしておく必要がある。それが起こってしまってからでは遅いわけです。そこを含めて、やっぱりどういう社会を私たちの国は望んでいるのかを議論する必要があります。

みんなが中国とかロシアみたいな国になりたいというんだったら、全然良いと思うんですよ。結構ビジネスの競争力が出ると思うんですよ。顔認証とかも、NECの皆さんとかも多分、大ハッピーになると思うんです。全部取れるんでね。データの世界でもう全然勝てないじゃないですか、社員の顔認証とかやっていますが、10億人分の顔認証を持っているところには勝てないので。競争力の観点からいって、ロシアとか中国のほうが良いという考え方があってもいいと思うんです。僕はジャーナリストなので、やっぱりデモクラティックな社会に生きたいと思っているので、もう少し射程の長い議論を、ここを起点にしていったほうがいいんじゃないかと思えます。

小括①信用スコアによる人間の格付け

【鈴木】ありがとうございます。そして終了予定時刻10分前ですので、会場からもご質問を受けたいと思いますが、今のところ整理しますと、金融



目的のように、お金を借りる上で与信情報は必要であるという必然の世界で本人評価情報が動いていた。それからポイントカードのときも議論しましたがけれども、電気屋さんが、自分の顧客の購買履歴をためていって、保守のために使う、お得意様にサービスに使うというときには、あまりプライバシー保護の問題や葛藤は出てこなかった。しかし共通番号のように事業者横断的に展開した途端に、複数の多様な業種の事業者間で同じIDを使っていますから、多種多様な商品役務の購買履歴が分析できるようになった結果、その人の購買からある種の傾向等を推知できるという世界が出てきた。そうした技術によってターゲティング広告も可能になるわけですがけれども、信用スコアもやはり何か問題があるかもしれない。汎用的目的で、人間の格付けの機能を持ち、事業者横断的な展開をしているというのが従来と異なるところでした。

小括②信用スコアによる行動の誘導

【鈴木】それからもう一つは、数百万、数千万の大台になると、もう完全に自動処理による、プログラムによる、さらにはAI的なものが背後にあれば、自動決定されて格付けがプログラムでどんどん一方的になされていく。このサービスから背を向けた人はどうなるか。いや、これには参加したくないという意思決定が、結果的には信用スコアが0点に寄った評価になるんじゃないか。こういうことになりますと、社会がこういう世界に入っていきますと、みずからの行動をハイスコアに向けて点数を取っていかなきゃいけない。お受験の世界のメンタリティが出てくるわけです。点数を取るゲームに入っていくわけです。これはケンブリッジ・アナリティカについて先ほど藤代先生から出てきましたが、やはり人間の行動を誘導する、例えば企業にとって、お国にとって、中国共産党にとって、最適と考える人物像に近づけていくというツールにも使っていくんだという、こういう問題提起だったろうと思います。

信用スコア生成等のデフォルトオン設定の適否

【鈴木】ちょっと会場からご質問を受ける前に、これもまた一つのアーキテクチャーの問題かもしれませんが、ピントが外れた質問なら恐縮なのですが、そこを研究されている成原先生がいらっしゃいますので、ちょっと今までの議論を聞いてコメントいただければと思います。

【成原】ありがとうございます。九州大学の成原です。今、アーキテクチャーの問題として、どこまで論じられるかというのは、なかなかちょっと、自分でも難しいところで、よくわかっていないところがあるのですけれども、何点かアーキテクチャー論の観点からは指摘することができるかと思ひまして、まずデフォルトでオンになっていて、オプトアウトでやめてもらわないといけないという設定になっていたことについては、デフォルトの設定がどちらになっているかによって、多くの人の行動というのは誘導されてしまうので、そういう信用スコアのようなセンシティブな問題について、デフォルトでオンにしておく設定というのはいかがなものかということと言えるのかなとは思ひます。

ただ、ご存じのとおり、現行の日本の個人情報保護法では、Yahoo!さんの行ったように、信用スコアをデフォルトでつけることについては違法ではないというのが現行法としてはそうだと思いますので、仮にそれを問題視するのであれば、立法論としてどんなふうに改めていくのか。あるいは倫理的な問題として改善を求めるのであれば、どういう自主規制の視点をつくっていくのか。そういうことについて議論していく必要があるのかと思ひます。

信用スコア規制の考えうる根拠

【成原】そこで個人情報の利用一般ではなくて、信用スコアをつけることについて、特に問題なので、何らかの規律が必要だという論を立てるためには、その根拠が必要になってくると思うのですけれども、そうしたときに、これまでの議論でもありましたけれども、気持ち悪いと。1つの直感的な反応としてはあると思うのですけれども、そこをもう少し精緻化、分節化する必要がやはりあるように思ひます。

そこで手がかりになってくるのが、鈴木正朝先生がおっしゃっていたように、自動化された意思

決定によって、その人の自立的な判断というのが先取りされてしまう。それでそういう尊厳が傷つけられるかもしれないという問題があるとか、藤代先生がおっしゃったように、表現の自由とか内心の自由に委縮効果が生じるかもしれない。そういう問題が絡んでくるのかと思ひます。

ただ、そうしたときに、表現の自由とかにかかわる問題であれば、その信用スコアが、例えばYahoo!知恵袋の回答だとか、Yahoo!のいろいろなニュースへのコメントとか、そういうものどどのように連動しているかによって、どれだけの委縮効果と呼ぶかわ変わってくると思ひますし、鈴木先生がおっしゃったAIの自動的な意思決定の存在も、将来的にはいろいろな場面で使われてくるかもしれませんが現状で、どこまでのサービスで使われているのかということによってもそのリスクは変わってくるのかなと思ひます。

求められる今後の検討のあり方

【成原】あと、確かに先ほどのお話ですと、現状では、作成はデフォルトでオンなんですけれども、第三者に、他の企業に提供する場合には同意が求められるわけですね、現状のYahoo!の仕組みでは。そういう意味では提供される範囲というのは限られているので、現状では、そのリスクは限定的なのかもしれませんが、提供の範囲がより拡大していくにつれて、リスクは高まっていくかもしれない。

先ほどのパネルの最後のほうで問題提起があったように、仮に信用スコアを使うのが当たり前で、その信用スコアを上げていくのが当然期待されるんだという社会の仕組みになっていった場合には、点を取るためにこういうことはやめておこうとか、こういう付度をしておこうみたいな意識が醸成されてしまっていて、個人の自立的な判断というのが尊重されなくなってしまうと。全体主義的に誘導されてしまう。そういう問題が出てこないようにあらかじめ歯どめをかけておく必要があるかと思うのですけれども、そうした将来的なリスクも意識しながら、現状で、現状のYahoo!の行っているサービスにどこまで具体的な問題があるか。両面見据えながら、立法府も含めて、あるいは自主規制のくくりも含めて議論していく必要があるんじゃないかと思ひます。

外部連携先の信頼性の確保

【鈴木】成原先生、ありがとうございます。庄司先生いかがですか。

【庄司】私は、オプトインの外部提供について、うっかり ID 連携したときに同意しちゃっていたという人間です。ただそのときは、各種指標を出しますと書いてあって、スコアという言葉はなかったんですね。クリックすると、スコアであることを示す説明が出てきたらしいんですがわからなかった、というのはありました。

それからアーキテクチャーの話で言うと、全然違う考え方ができないかということもずっと思っていました。例えば、今回 4 つの外部サービスに既に連携していますと言いますが、そのサービスがどれだけ信用できるのかということが全然わからないんですね。その連携サービス先の情報管理はどうかとか、どういう判断を彼らはするのかということです。それこそ企業側の信用度をスコアで見せてほしい、そういう対称性が必要だろうと思います。それができるのであれば、自分のデータを提供しようかどうか、ああ、この企業だったらつき合おうかどうかというような判断ができて、匿名でも生きていける世界がちゃんと残せると思うんです。だから、やっぱりスコアを提供する側の透明性、信用スコア側を信用できるようにするということが多分大事だろうと思います。

まとめ

【鈴木】ありがとうございます。申し訳ありません、司会の不手際で、会場にと申しあげましたが、もう時間が残されておられませんので、司会のほうでまとめさせていただきます。最後に庄司先生から、取得し評価する側の企業の信用スコアも見せるとごもっともな意見をいただきました。事業者間を横展開する場合には、やはり信用される範囲に限定すべきという考え方ですね。これは十分に認定のように、人権が保障され、司法救済が得られるという欧米のあたりまえの普遍的な思想的基盤の上に乗っているという信頼のおける間において、GDPR 並の保護が達成されるのであれば自由に流通させましょうと。日米欧 3 極のデータ流通を確保しようというのもそういう思想がベースにあるのだらうと思いますが、信用できない国に流れるとなると、香港のような抵抗が出てくるといことなんだろうと思います。

事業者間で信用スコアが流通する場合は、それは信頼が担保された事業者間でなければならないし、利用目的に規律されて、個人の権利利益や個

人の尊厳にかかわる自動決定に関しては、本人に明示的な同意、またはそれから逃れる権利を設計せよというあたりも担保する必要があると思います。常に法律や契約に基づいて本人が司法救済を求められる設計をした上で進めていくべきではないか。

信用スコアが社会に提供され定着したから、やはりダメだったと後悔しても、すでに不可逆的で、悪い世の中だと気がついた時にはもはや手おくれということになるのではないかと藤代先生からは問題提起されております。

最終的には民主的決定の問題に帰着するところが大きいと思います。成原先生から立法的な手当ということの言及もありましたが、立法化というと、すぐハードルが高いと思われるでしょうが、実はこの問題は 3 年ごとに見直しの個人情報保護法の法改正が迫っており、年内にはある程度、改正法案の骨子がまとまるのではないかととも言われています。今そういう時期にこの問題が出てまいりました。したがって、法目的を明確化せよ、憲法と接続して人権保障的な、憲法具体化法として法改正せよと、中核的な権利や義務は何なのか、やはり信用スコアのようなものに対応することではないか。これは AI 時代の前哨戦でもある。こうしたものを規律するための法律ではなかったのかという原点に立ち返って、本当に害悪をなすところは厳重に管理する。それ以外のところは手続的な規律におさめ、利活用を促進するところを配慮する。法目的を明らかにする中で、めりはりのついた保護と利用のバランスに持っていけばいいのではないかと思います。

まさに今日のパネルの意義は、藤代先生から問題提起されたことを受けて、とりあえず全体で論点になっていることを確認して、これから Yahoo! さん以外にも幾つかの事業者が名乗りを上げるようですが、不可逆的な問題を秘めているので、悪い社会にならないように、我々は日本の社会を北朝鮮風味の管理社会にしたいのか否かということもよくよく考えて、どうやったらそれを防ぎながら、ハッピーで便利な IT 社会になれるのかの線引きを少し考えていきたい。仮に人間スコアを違法、信用スコアを適法とするなら両者を分ける基準は何か、そのための問題提起をはじめた、引き続き議論を続けるキックオフになったということで、本日はこれで終了させていただければと思います。どうもありがとうございました。

(本稿は、2019 年 6 月 15 日開催の第 3 回情報法制シンポジウムでのパネルディスカッションを元に作成しました。)